

都島放射線科クリニックにおける公的研究費の不正防止計画

平成 28 年 1 月 29 日

都島放射線科クリニックにおける公的研究費の不正防止基本方針に基づき、不正防止計画を以下の通り定める。

1) 責任体系の明確化

- ① 機関全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者（以下、「最高管理責任者」という。）を都島放射線科クリニックの院長とする。
- ② 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（以下、「統括管理責任者」という。）を事務を統括するものとする。
- ③ 各部局における競争的資金等の運営・管理について実施的な責任と権限を持つ者（以下、「コンプライアンス推進責任者」という。）を各部局の所属長とする。
- ④ 本不正防止計画をホームページ上に公表することで、責任体系を機関内外に周知・公表する。
- ⑤ コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、コンプライアンス教育を実施し、不正防止が発生しないように関係者の意識向上を図る。

2) ルールの明確化・統一化

- ① 公的研究費執行のフローを作成し、事務部および研究者に周知する。
- ② 物品の発注は、研究者の依頼に基づき事務部庶務係が実施し、研究者本人は発注を行わない。
- ③ 物品の納品時は、事務部会計係が納品確認を行う。
- ④ 出張に関しては、事務部庶務係が、報告書、領収書等により事実確認を行う。
- ⑤ 非常勤職員の雇用については、事務部庶務係が、勤務報告等により事実確認を行う。

3) 職務権限の明確化

- ① 物品の発注、検収は事務部門が行い、研究者が不正を行えない体制を作る。

4) 関係者の意識向上

- ① コンプライアンス推進責任者は、競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、不正防止が発生しないようにコンプライアンス教育を実施する。

- ② 構成員に下記事項を含んだ誓約書の提出を義務付ける。
- ・ 関係する法律および本機関の規則等を遵守すること。
 - ・ 資金の執行・管理において不正を行わないこと。
 - ・ 規則等に違反して不正を行った場合には、本機関や配分機関等により処分及び法的な責任を負担すること。
 - ・ 研究活動上の不正行為を行わないこと。
- 5) 告発の取扱い、調査および懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化
- ① 告発等を受け付ける窓口を設置していることを研修会、説明会等で周知するとともに、ホームページで公表する。
 - ② 不正に係る調査体制・手続きを明確にした規程を整備する。
 - ③ 不正を行った者に対する懲戒処分等を規程に明記する。
- 6) 不正防止計画の実施
- ① 不正防止計画の推進を担当する者を事務を統括するものとし、機関全体の具体的な対策、実施を行う。
- 7) 研究費の適正な運営・管理活動
- ① 不正に繋がりやすい下記の事項について、明確なルールを定め、適切なチェックが行える仕組みを構築する。
 - ・ 発注・納品検収の手続き
 - ・ 出張の管理
 - ・ 非常勤雇用者の管理
- 8) 情報発信・共有化の推進
- ① 競争的資金等の使用に関するルール等について、機関内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。
- 9) モニタリング
- ① 内部監査を実施する事務部を指名し、前年度の契約実績の約 10%を抽出し、会計書類の検査並びに購入物品の使用状況等に関して、研究者からのヒアリングにより確認する。